令和８年度版「たかつきの環境」に対する市民意見と市の考え方について

１　実施概要

（１） 募集期間　令和８年９月１日（火）から９月 30 日（水）まで

（２） 募集方法　電子申込、持参、郵送、ファクス

（３） 閲覧場所　市ホームページ、行政資料コーナー、各支所、各図書館、各市立公民館、環境政策課

２　実施結果

（１） 意見者数　個人 ２名、団体 ０団体

（２） 意見件数　６件(電子申込６件、持参０件、郵送０件、ファクス０件)

（３） 意見内容

項目		件数
全体に関することについて		１件
第１章　計画的な環境施策の推進に向けて		０件
第２章　環境施策の実施状況		
	1　たかつき環境行動計画（行政編）	０件
	2　第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン	２件
	3　たかつきエコオフィスプラン	０件
	4　環境マネジメントシステム	０件
	5　環境保全	１件
	6　緑地保全（第２次高槻市みどりの基本計画）	０件
	7　廃棄物	２件
合計		６件

３　提出意見に対する市の考え方

別紙のとおり。

別紙

意見	市の考え方
基本方針で「環境負荷の低減を図ります」と宣言し、廃棄物や温室効果ガスの削減に触れていますが、下水処理水量（特に汚水 処理水量）に関する視点が欠けていると思います。下水処理は大阪府に委託しているため関心が低いかもしれませんが、環境負荷低減の観点から、下水処理水量の削減も検討すべきと考えます。まずは、下水処理が環境に与える影響（例えば、二酸化炭素排出量）を把握することを提案します。 汚水処理水量の削減に関しては、雨水がなるべく合流式下水道に流入しないようにする工夫や、合流式から分流式への変更を推進することが有効と考えます。	下水処理に伴う温室効果ガス排出量については、「たかつきの環境」において、廃棄物部門の排出量の一部として算定しています。 合流区域の分流化は、処理水量低減には有効ですが、一般的に新たな下水道管整備やポンプ場増設にも相当のエネルギー消費と費用を要します。そのため、処理場での滞水池整備などの合流改善の実施により、放流水質の改善を行っています。なお、雨天時放流水質は法定基準を達成しています。
高槻市の削減目標は「２０３０年度までに、２０１３年度比で温室効果ガスを３０％削減」となっていますが、国の目標は４６％削減のはずです。茨木市は、国と同じ削減目標を掲げています。 目標の見直しに関する検討状況について、言及すべきと考えます。	本市の「第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」については、現在、国の削減目標や社会情勢等を踏まえ、環境・温暖化対策審議会において審議を行っているところです。 審議の内容については、市ホームページで公開していますので、ご参考ください。 なお、「たかつきの環境」は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書であり、主に前年度の取組の実績について記載していることから、現在審議中の「第２期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の見直し状況については記載しておりません。
森林の二酸化炭素吸収量の推計を、森林面積の変化だけで行っていますが、森林の年間幹成長量を考慮する必要があると考えます。森林面積が同じでも、木が成長すれば二酸化炭素を吸収しますので。 算出方法に関しては、「大阪府 CO2 森林吸収量・木材固定量認証制度 算定基準」が参考になると思います。また「埼玉県森林 CO2 吸収量算定基準」では、算出に用いる数値を示しています。	現在の森林の二酸化炭素吸収量は、国のマニュアルに示された方法に基づき、森林面積の年度間の増減を基礎として推計しています。そのため、森林面積に変化がない場合や減少した場合には、樹木の成長に伴う二酸化炭素の吸収量が十分に反映されない場合があります。 算出方法については、国や大阪府の算定方法等を参考に、利用可能なデータや他自治体との比較可能性などを踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

高槻市は、住宅と農地が近接する場所も多く、野焼きによる悪臭を経験しています。野焼きが原則禁止であることの周知・広報活動状況について言及して頂きたいと思います。 野焼きによる悪臭等の苦情は、法令違反の観点から直接警察に通報されている可能性もあり、実態把握や啓発活動は、警察と連携して行う必要があると思います。	野焼きが原則禁止であることや、例外として認められる場合にも周辺環境への配慮が必要であることについて、ホームページ等を活用して引き続き周知してまいります。 また、火災のおそれがある場合や、悪質な不法焼却など法令違反の疑いがある場合には、消防や警察等への通報が必要となることから、事案に応じて関係機関と情報共有を行うなど、適切な連携に努めてまいります。
2025 年度は、数カ所の喫煙所が開放型から密閉型に改造されたと伺っています。これらの喫煙所では、密閉化によってたばこの副流煙の流出が防止され、喫煙所周辺の生活環境の向上が図れたことをアピールしても良いかと思います。	公衆喫煙所については、望まない受動喫煙対策を推進し、駅前等の快適な公共空間を創造するため、パーテーション型から密閉型にリニューアルしました。 本リニューアルについては、市ホームページ等において周知しているところですが、頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
大阪市のように、乾電池・リチウムイオン電池等・使用済小型家電を対象とした拠点回収を、高槻市においても積極的に実施していただきたいです。 近年、リチウムイオン電池を内蔵した製品やモバイルバッテリーの利用が急速に増加しています。これらにはリチウム、コバルト、ニッケルなどの貴重な資源が含まれており、適切に回収・リサイクルすることで資源の有効利用につながります。大阪市では、「大切な資源を再生利用すること」を目的として、乾電池、リチウムイオン電池等、使用済小型家電の拠点回収を実施し、ごみの減量と資源循環を推進しています。 一方で、高槻市では小型家電の多くが不燃ごみとして排出されており、リネット等の回収サービスの利用は可能であるものの、市民が身近な公共施設で気軽に資源回収へ参加できる仕組みは十分とは言えません。 また、リチウムイオン電池の誤った排出は、ごみ収集車や処理施設での火災事故の原因となることが全国的な課題となっています。適切な拠点回収体制を整備することは、資源循環の推進だけでなく、安全なごみ処理の実現にも寄与します。 高槻市が掲げる環境保全や循環型社会の実現の観点からも、市役所や公共施設、図書館等への回収ボックス設置など、市民が利用しやすい拠点回収制度の導入・拡充を検討していただくことを要望します。	乾電池・リチウムイオン電池・使用済小型家電を対象とした拠点回収に係るご意見については、今後の施策を検討していく上で、参考とさせていただきます。 なお、リチウムイオン電池等の使用済み小型充電式電池は一般社団法人電池工業会（JBRC）の回収協力店でも回収しており、膨張等の理由により回収できないものについては市で回収しております。